

# 市制移行に係る議会制度 調査特別委員会 調査活動報告

■調査日／平成24年3月26日(月)・4月11日(水)  
5月9日(水)・6月15日(金)・7月17日(火)  
8月8日(水)・9月5日(水)・10月25日(木)  
11月19日(月)・11月28日(水)

■調査事項／市制移行を見据え、制度上の違いや議会運営のあり方等について必要な事項として次の6項目

繁佳一 義一 鬼  
盛 博 清 秀  
村橋村井向藤  
西高柳桜日遠  
委員長  
委員  
副委員長

## (1) 議員定数について

**結論** 市制移行による議員定数については、現行どおり変更の必要はない。

**主な意見** ①全国的に定数減の傾向にあるものの、本村の20名については他自治体と比較しても妥当ではないか。

②定数は変えたばかりであり、定数として多いか少ないかという判断をするには時期尚早ではないか。

## (2) 議員報酬について

**結論** 市制移行による議員報酬については、市制移行後の財政状況等全体を見た上で検討すべきである。

**主な意見** ①全国的な市の現状と比較すると滝沢村の議員報酬は低い。しかし、市になって全体の財政規模が見えてきたときに早期に検討することは必要だが、現時点での変更はそぐわないのではないか。

②今の報酬額では若い方々が選挙に出るのが難しい。次に選挙に出る新しい世代の人に提示できるように、後で変えるよりも、市になるときに変えたらどうか。

## (3) 政務調査費について

**結論** 金額は妥当であるが、支給対象、使途基準については、議会基本条例制定に合わせて議員全員で議論していくべきである。

**主な意見** ①金額ばかりに目が行くが、中身、使い方が大切だ。

②金額については、昨年引き下げており、全国的な傾向を見ても妥当ではないか。

## (4) 議決事項について

**結論** 10年程度を計画期間とする総合計画基本構想若しくはこれに類する地域社会計画については議決事件とするべきである。

また、「議会の議決に付すべき契約」の金額が大幅に変更されることにより、議会のチェック機能が後退するため、議決事件を拡大するための金額の設定が必要であり、議会基本条例制定に合わせて議員全員で議論していくべきである。

**主な意見** むやみに議決事件を拡大するよりは、予算決算の審議などをより丁寧に行っていくことの方が、むしろ住民の福利に資するのではないか。

## (5) 委員会のあり方について

**結論** 常任委員会については、他自治体を見ても、委員会数、名称がほぼ同じであることから現行どおりとする。特別委員会については、予算・決算特別委員会、議会広報編集特別委員会を常任委員会とすることについて、議会基本条例制定に合わせて議員全員で議論していくべきである。

**主な意見** 予算、決算の審議について、できるだけ職員の待機時間を減らし、その時間を住民サービスに回せるように、また、職員に負担がかからないようにしていくべきではないか。

## (6) 議会運営のあり方について

**結論** 地方自治法の改正が行われたことから、議会運営に関しては、の早急な検討が必要であり、議会基本条例の制定に合わせて、議員全員で議論していくべきである。

**主な意見** 地方自治法改正により可能となった通年議会に関しては、滝沢村が市となって発展していく実態と住民のニーズを踏まえ、住民に求められる議会のあり方について議論していく必要がある。

# 産業建設常任委員会 調査活動報告

■調査日／平成24年8月22日(水)・10月17日(水)

10月22日(月)・24日(水)

■調査事項／(1)滝沢村の産業(農業)振興について

- ・滝沢村農業委員会との懇談・現地視察
- ・長野県上田市、埼玉県株ナガホリ、
- ・栃木県ソーシャルファーム長岡視察
- ・千葉県印西市視察

佳一 清 繁 平  
盛 清  
橋向村原村内  
高日柳川西村長  
委員長  
委員  
副委員

## (1) 滝沢村の産業(農業)振興について

・農産物の開発は、地域にあったもの、気候条件にあったもの、土壌にあったものなどが求められる。そして、開発後に販売できるものとか、近くに消費地があるかなども考慮しなければならない。加えて、開発には時間と金がかかることから、開発にかかる費用などの一部を村で補填するなどの方策を採らなければ、業者は踏み切れないと思われることから、補助金制度の新設が望まれる。

・耕作放棄地対策では、市と放置している農民と契約をむすんで、市民農園として活用している上田市の方策を取り入れても良いと思われる。

## (2) 企業誘致について

・印西市と比べた場合、本村は、土地利用計画が盛岡広域圏の下で縛られ、都市計画上では、許可権者は県であり、村が独自に用途区域を決定することが出来ないことが大きな課題である。このことが5万人を超える人口を有しながら、商業系用途も確保されない大きな原因となり、都市機能と共にバランスある施設用地が確保されずに遅れをとり、企業誘致でのタイミングと時期を逃した。本村では、企業誘致の実質的な旬に遅れ、大半が村外に就労する結果を招いている。現状は、盛岡広域圏域では矢巾町にも遅れている実態であり、このことを今後は正す必要があると考える。

・企業誘致は、担当課任せでは、前進しないこともこれまでの何度かの視察で理解しているが、役場全体の問題として捉えて、進めなければならぬ。

# 選挙管理委員・補充員の紹介

平成24年12月24日で任期満了となる選挙管理委員及び同補充員の選挙を議場で行い、下記の方々に決定しました。

選挙管理委員 ※ 役職は選挙管理 委員会で互選		さいとうかつし 齋藤勝治さん(大沢字舛村)
		いとうのぶよし 伊藤信義さん(滝沢字砂込)
		たしろ ひろし 田代 寛さん(滝沢字後)
		あかいしこうじ 赤石幸治さん(鵜飼字下鵜飼)
選挙管理委員 補充員 ※ 選挙管理委 員が出席し、順に補充	1	おおごし いさお 大越 勲さん(鵜飼字狐洞)
	2	しまわきかずこ 嶋脇和子さん(滝沢字菓子)
	3	としひろ あつし 歳弘 淳さん(滝沢字牧野林)
	4	さとうたさぶろう 佐藤多三郎さん(滝沢字穴口)

## 選挙管理委員の仕事

選挙管理委員会は、選挙に関する事務及びこれに係る事務を管理します。(地方自治法186条)

主な事務内容は、次のとおりです。

- 選挙管理委員会の開催、選挙人名簿の登録・抹消、選挙の管理執行や選挙啓発などを審議するため、委員会を開催します。
- 選挙人名簿の調製

選挙人名簿とは、選挙権のある人をあらかじめ登録しておくための名簿です。年4回の登録月(3月、6月、9月、12月)に定時登録を行っています。また、選挙の公示日(又は告示日)の前日に選挙時登録を行っています。

○その他次のことも行っています。  
在外選挙人名簿の調製、裁判員候補者予定者名簿の調製、選挙の執行、投票区の増設及び変更、違法文書図画の調査、常時啓発の実施など